

下水道災害対策マニュアル

発災前対策編

令和 3 年 5 月

青森県県土整備部都市計画課

目次

1	趣旨と基本方針	3
1.1	目的	3
1.2	策定趣旨	3
1.3	基本方針	3
1.4	本マニュアルの対象とする業務の範囲	3
1.5	下水道BCPの策定体制と運用体制	4
2	非常時対応の基礎的事項の整理	6
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	6
2.2	災害対応拠点と非常参集	7
2.3	対応体制・指揮命令系統図	11
2.4	代替対応拠点の概要と参集者	12
2.5	避難誘導・安否確認	12
2.5.1	避難誘導方法	12
2.5.2	安否確認方法	14
2.5.3	職員リスト	14
2.6	被害状況の把握（チェックリスト）	14
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	14
2.7.1	国、県、関連行政部局等	14
2.7.2	民間企業等	17
2.8	関係機関との協定一覧表	18
2.9	保有資機材等リスト	19
2.9.1	下水道災害時貸出可能資材・機材リスト	19
2.9.2	食料等の備蓄	19
3	事前対策計画	20
3.1	データのバックアップ及び資機材の確保	20
3.2	関連行政部局との連絡・協力体制の構築	20
3.3	他の地方公共団体との支援ルールの確認	21
3.4	受援体制の整備と充実	21
3.5	民間企業との協定締結・見直し	22
3.6	住民等への情報提供及び協力要請	22
3.7	その他の対策	23
4	訓練・維持改善計画	24
4.1	訓練計画	24
4.2	維持改善計画	25
4.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	25

4.2.2	下水道BCP責任者による総括的な点検項目	25
4.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	26
5	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	27
5.1	地震規模等の設定と被害想定	27
5.1.1	地震規模の設定	27
5.1.2	津波規模の設定	29
5.1.3	水害規模の設定	30
5.1.4	下水道施設等の耐震化・津波及び耐水化状況	37
5.1.5	重要情報の保管及びバックアップの現状	46
5.1.6	被害想定	48
5.1.7	停電時における業務継続計画（72時間想定）	59
5.2	優先実施業務（遅延による影響の把握）	59
5.2.1	優先実施業務の候補の影響度整理表	59
5.2.2	優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表	60
5.3	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表	63

1 趣旨と基本方針

1.1 目的

- ・ 本マニュアル（発災前対策編）は、下水道施設が地震等により被災し、本来の機能を果たせなくなった場合を想定し、緊急点検や応急対策等の対応を円滑に実施させることを目的として、地震や津波及び水害が発生する前段階で検討する業務継続計画等を定めるものである。

1.2 策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP」）というは、下水道施設が県民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.3 基本方針

(1) 県民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、県民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

県民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震・津波及び水害を対象リスクとして策定する。

※非常時対応計画は、震後対策マニュアルに記載する。

1.4 本マニュアルの対象とする業務の範囲

本マニュアルは、以下の施設を対象とし、地震・津波及び水害による災害前の対策を定める。

- ・ 岩木川流域下水道（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、青森市浪岡処理分区、田舎館村、板柳町）
- ・ 馬淵川流域下水道（八戸市、おいらせ町、六戸町、五戸町）
- ・ 十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田市）

1.5 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は2.3参照）

(1) 下水道部局

区分	部署・職名	役割
最高責任者 最高責任者代理	都市計画課長 都市計画課長代理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・県土整備部長への報告 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）との調整の統括
実務責任者	都市計画課 下水道グループマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業 担当者	都市計画課 下水道グループサブマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・関係行政機関や支援者（地方公共団体、民間業者等）との調整（担当窓口）
	都市計画課 下水道グループグループ員	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定事務局 ・下水道BCPの定期点検（連絡先リスト、資機材保有状況等） ・被害状況の情報収集 ・青森県災害対策合同指揮本部（ライフライン対策部）での連絡調整（震度6弱以上）
	中南地域県民局地域整備部 下水道課職員 三八地域県民局地域整備部 下水道課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先リスト、資機材保有状況等の定期点検 ・流域下水道の汚水施設（管渠・ポンプ等）、処理場の情報収集、調査、点検、応急復旧
	上北地域県民局地域整備部 企画整備課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先リスト、資機材保有状況等の定期点検 ・特定環境保全下水道の汚水施設（管渠・ポンプ等）、処理場の情報収集、調査、点検、応急復旧

※「下水道事業における災害時支援に関するルール（R2.12 下水道協会）」第6条の規定により震度6弱以上の地震が発生した場合は対策本部を設置する。

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区分	部署・氏名	役割
県内市町村	下水道担当課・担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道職員名簿、資機材リストの提出等。
(公社) 日本 下水道管路管 理業協会	東北支部 青森県部会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員名簿、資機材保有状況等

青森県下水道防災マニュアル

区 分	部署・氏名	役 割
北海道・東北 ブロック下水道災害時支援 連絡会議	幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員名簿、貸出可能資機材リストの提出（毎年 4 月上旬に調査依頼有り）
北海道建設部	まちづくり局都市環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」（H261021 締結）に基づくカバー（支援）県は、第 1 位北海道（第 2 位：秋田県、第 3 位：岩手県）。 また、北海道が被災した場合の第 1 位は、青森県。

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき若しくは津波警報又は大津波警報が発表されたとき、災害応急対策要員は「自主参集」により登庁し、初動対応を開始する。 ・ 大津波警報が発表された場合には、安全な経路を選択して登庁する。 ・ 大雨・洪水警報等が想定される場合、安全な経路を選択して登庁する。 		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道災害時支援に関するルールにより、下記に掲げる事態が県内において生じた場合下水道対策本部を設置する。 ・ 本部長は都市計画課長、副本部長は都市計画課長代理とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② その他災害が発生し、県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合。 ・ 緊急参集メンバーは、都市計画課長・課長代理・都市政策GM、下水道グループとする。 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土整備部都市計画課下水道グループ（県庁北棟3階）に下水道対策本部を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ ・ 災害対策本部や民間企業等との連絡体制確保 	勤務時間内の本部立上げは発災直後とする。 勤務時間外の場合は1時間後までに完了。
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場・ポンプ場の被害状況等を確認（各地域整備部対応） ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報 	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	3. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保 	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施 ・ 重要な幹線等の目視調査を実施 	発災から2日以内に完了

5. 汚水溢水の緊急措置	・ 備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には、汚泥吸引車の手配及び措置を依頼	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
6. 緊急輸送路における交通障害対策	・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
7. 支援要請、受援体制の整備	・ 他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備	発災から3日以内に完了

2.2 災害対応拠点と非常参集

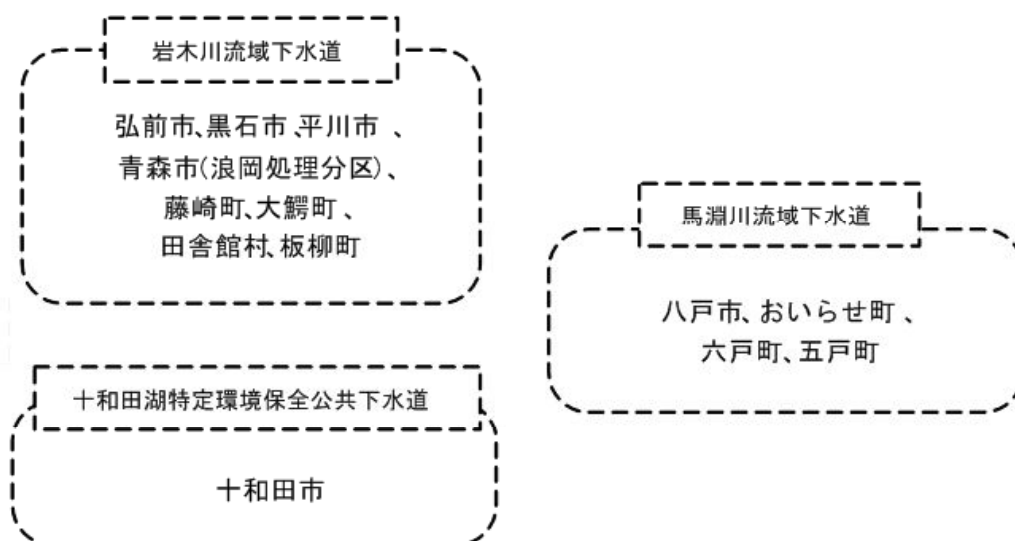
以下の表については、職員が普段から認識できるよう目につくところに貼りだしておく。

(1) 災害時配置基準及び配備人員

配置基準	配備人員
・ 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき	担当班員のみ登庁
・ 県内に震度6以上の地震が発生したとき	全職員登庁

- ※ 休日または夜間に地震が発生した場合、職員はテレビ等で震度を確認するように努め、上記の配備体制及び配備内容等に基づき、直ちに勤務場所またはあらかじめ定められた場所に自主的に集合する。
- ※ 震度5弱以上の地震情報において、以下に挙げる市町村のうちいずれか含まれていた場合に登庁（県管理施設の点検等）が必要と判断する。

(2) 災害時配置の対象となる地震発生対象市町村



青森県下水道防災マニュアル

(1) <本庁>

事 項	説 明
1. 拠点名	本庁：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：都市計画課長 対策副本部長：都市計画課長代理 総括班長：下水道グループマネージャー 他の要員は、2.4 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	県土整備部 都市計画課 下水道グループ 所在地：青森県長島一丁目1-1 青森県庁北棟3階 電話 017-734-9688 FAX 017-734-8196 電子メール toshikei@pref.aomori.lg.jp マイクロ回線 82729-340 (下水道グループ)
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	【下水道対策本部活動用】(下水道対策本部が主に使用する設備) 電話：4回線(下水道G内)、FAX：1台 パソコン：6台(下水道グループ員分)、プリンター：1台 コピー機：1台 ※上記設備を稼動できる非常用電源：常時72時間稼動可能な燃料が備蓄されている。 【支援者用】(支援者へ提供する設備) 作業スペース：北棟内会議室、駐車スペース：第2駐車場56台 電話：1回線(会議室内)、FAX：0台、パソコン：1台、プリンター0台、コピー機：6台(北棟3F集中センター)
5. 参集要領	緊急参集メンバー(職員全員)は、2.1の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。
6. 担当業務	1) 下水道対策本部の立上げ 2) 被害状況等の情報収集 3) 関連行政部局及び民間企業等への連絡調整 4) 支援要請、受援体制の整備

(2) <中南地域県民局 地域整備部 下水道課>

事 項	説 明
1. 拠点名	中南地域県民局 地域整備部 下水道課
2. 下水道対策支部の要員	岩木川流域班長：下水道課長 他の要員は、2.4 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	中南地域県民局 地域整備部 下水道課 所在地：弘前市大字津賀野字浅田1168 電話 0172-37-2146 FAX 0172-32-7987

青森県下水道防災マニュアル

	電子メール hi-kendo@pref.aomori.lg.jp 携帯電話 090-6457-0785 (課長業務用携帯) 衛星電話 001-881651448488
4. 地域整備部下水道課及びその近くに備える設備	電話：2回線、FAX：1台(複合機)、パソコン：4台 プリンター・コピー機・FAX複合機：1台、ホワイトボード：なし 上記設備を稼働できる非常用電源：15時間稼働(ディーゼル機関：A重油)
5. 参集要領	緊急参集メンバー(職員全員)は、2.1の発動基準により自動的に参集する。
6. 業務	都市計画課との連絡調整、処理場・管きよの緊急点検・緊急調査・緊急措置、応急復旧作業、資機材の調達等

(3) <三八地域県民局 地域整備部 下水道課>

事 項	説 明
1. 拠点名	三八地域県民局 地域整備部 下水道課
2. 下水道対策支部の要員	馬淵川流域班長 : 下水道課長 他の要員は、2.4 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	三八地域県民局 地域整備部 下水道課 所在地：八戸市大字河原木字蓮沼 1-21 電話 0178-29-1672 FAX 0178-29-1690 電子メール HA-KENDO@pref.aomori.lg.jp 携帯電話 090-2986-1351 (課長業務用携帯)
4. 地域整備部下水道課及びその近くに備える設備	電話：2回線、FAX：1台、パソコン：4台、プリンター：1台 コピー機：1台、ホワイトボード：なし 上記設備を稼働できる非常用電源：36時間稼働(ガスタービン機関：A重油)
5. 参集要領	緊急参集メンバー(職員全員)は、2.1の発動基準により自動的に参集する。
6. 業務	都市計画課との連絡調整、処理場・管きよの緊急点検・緊急調査・緊急措置、応急復旧作業、資機材の調達等

(4) <上北地域県民局 地域整備部 企画整備課>

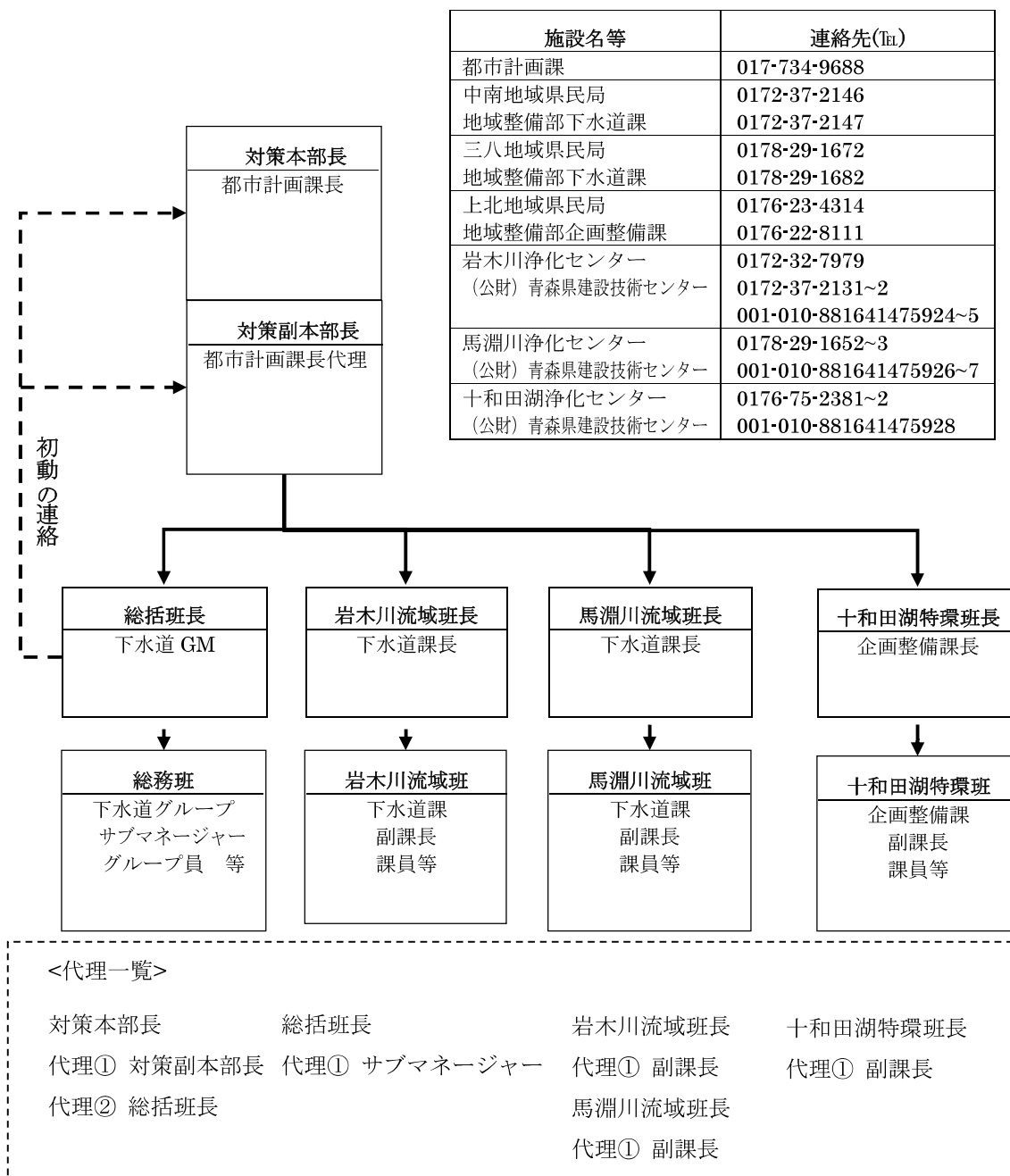
事 項	説 明
1. 拠点名	上北地域県民局 地域整備部 企画整備課
2. 下水道対策支部の要員	十和田湖特環班長 : 企画整備課長 他の要員は、2.4 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	上北地域県民局 地域整備部 企画整備課 所在地：十和田市西十二番町 20-12 電話 0176-22-8111 (内 344) FAX 0176-23-4391 電子メール TO-KENDO@pref.aomori.lg.jp

青森県下水道防災マニュアル

4. 地域整備部災害対策室内及びその近くに備える設備	電話：3回線、FAX：1台 パソコン：4台、プリンター：1台、コピー機：1台、ホワイトボード：なし 上記設備を稼動できる非常用電源：なし
5. 参集要領	緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1の発動基準により自動的に参集する。
6. 業務	都市計画課との連絡調整、処理場・管きよの緊急点検・緊急調査・緊急措置、応急復旧作業、資機材の調達等

2.3 対応体制・指揮命令系統図

(1) 指揮命令系統図



※連絡先は、2.7災害発生直後の連絡先リストにより、水防・災害時初動体制連絡手帳等を参照。

※岩木川流域班、馬淵川流域班及び十和田湖特環班を以下、「処理場班」という。

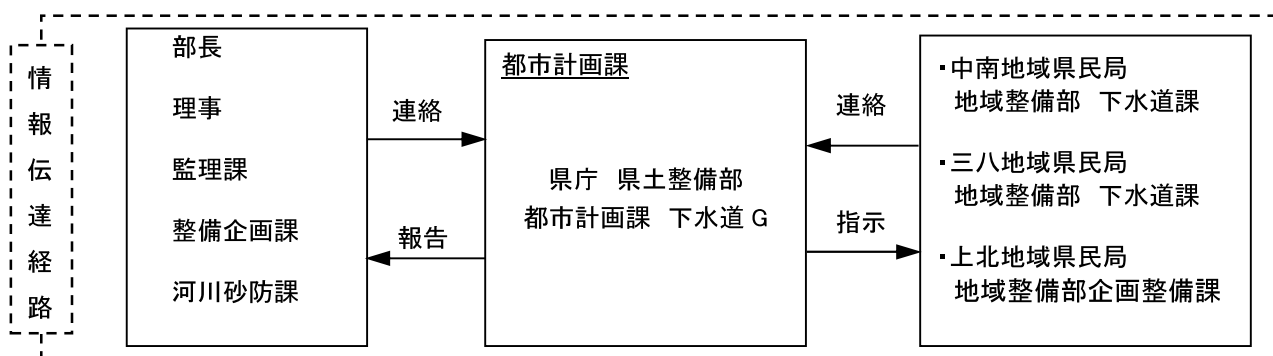
<総括班>

- 夜間・休日において、県内で震度4以上の地震が発生した場合や津波注意報・警報が発表された場合、防災消防課職員参集装置から都市計画課の携帯（下水道GM所持）に「マニュアルに従い直ちに行動して下さい」と連絡が入ります。

青森県下水道防災マニュアル

2. 震度5弱以上の場合、下水道GMから水防当番の班長に連絡し、班長からの連絡により班員が登庁して情報収集等の対応をすることになります。
3. 上記により登庁する場合、班長又は班員は、直ちに課長と課長代理の携帯に対応状況の連絡をして下さい。
(例) ○○で震度5弱の地震があったので、△△と□□が登庁して対応します。
4. 登庁後は、被害状況に応じて、課長と課長代理に随時情報を入れて下さい。
5. 特に被害がない時でも、解散する時には課長と課長代理に連絡してから帰るようにして下さい。
(例) 公園・下水道とも被害はありませんでした。○○時△△分に部の連絡会議が終わったので、○○時△△分で解散します。

(2) 情報伝達経路



2.4 代替対応拠点の概要と参集者

青森県庁舎（北棟）、岩木川浄化センター管理棟（中央通り間に限る）、十和田湖浄化センター管理本館は、耐震対策済み及び津波浸水想定外の浸水域外のため、代替対応拠点を定めない。馬淵川浄化センター管理本館については、耐震対策済みであるが津波浸水想定外の浸水区域内のため、馬淵川流域班は、津波警報及び大津波警報の発表時には、八戸合同庁舎を代替対応拠点として参集する。

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

(1) <本庁>

建物名等	青森県庁北棟（3階）
避難誘導責任者 // 代理者	下水道グループサブマネージャー
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。

青森県下水道防災マニュアル

避難経路	青森県庁北棟 → 青い森公園
近隣の公設の避難所	青い森公園（所在地 長島一丁目2）

(2) <中南地域県民局 地域整備部 下水道課>

建物名等	岩木川浄化センター
避難誘導責任者 // 代理者	下水道課長 副課長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をしますので、必ず敷地内の集合場所に集まる。
避難経路	岩木川浄化センター → 弘前市立北小学校
近隣の公設の避難所	弘前市立北小学校（所在地 弘前市青山三丁目 15-1 TEL : 0172-33-6780）

(3) <三八地域県民局 地域整備部 下水道課>

建物名等	馬淵川浄化センター
避難誘導責任者 // 代理者	下水道課長 副課長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をしますので、八太郎ヶ丘公園に集まる。
避難経路	馬淵川浄化センター → 八戸市立根岸小学校
近隣の公設の避難所	八戸市立根岸小学校（所在地 八戸市日計 5-8-1 TEL : 0178-28-1835）

(4) <上北地域県民局 地域整備部 企画整備課>

建物名等	十和田湖浄化センター
避難誘導責任者 // 代理者	所長 総括責任者
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をしますので、必ず敷地内の集合場所に集まる。
避難経路	十和田湖浄化センター → 十和田市立十和田湖中学校
近隣の公設の避難所	十和田市立十和田湖中学校 （所在地 十和田市奥瀬字十和田湖畔字樽部 420 TEL : 0176-75-2350）

2.5.2 安否確認方法

安否確認は、参考資料1 H24.11.12 付け青監第 624 号「職員の安否確認結果の報告に係る処理要領」に基づき実施し、各地域県民局地域整備部においては、都市計画課にも F A X（017-734-8196）又は防災情報ネットワークシステムの F A X 機能を使用し報告する。

また、各地域県民局地域整備部は、指定管理者の安否確認結果を把握し、都市計画課に報告する。

2.5.3 職員リスト

青森県災害時初動体制マニュアルに係る対策要員のうち、下水道事業に関する担当事務・業務を行う者として指名された対策要員とする。

※対策要員は、毎年度、整備企画課長からの依頼（定例人事異動に伴う対策要員等の指名等について）により各所属長が指名する。

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

職員の安否状況については、2.5.2安否確認方法による。

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
庁舎の被害	主要構造部	あり／なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理部門に確認する。 ・被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。
	その他	概要	
主要設備の被害	電力	あり／なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道部局の周辺を確認する。 ・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり／なし 概要	
	トイレ・下水	あり／なし 概要	
	ガス	あり／なし 概要	
	空調設備	あり／なし 概要	
	情報・通信設備	あり／なし 概要	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

国、道県、関連行政部局との連絡体制は、北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議による連絡体制及び青森県災害時初動体制マニュアル・県土整備部災害時初動体制マニュアルによる水防・災害時初動体制連絡手帳のとおりとする。

青森県下水道防災マニュアル

(1) 北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員

令和3年4月9日現在

役職名	構成団体	担当部局名	TEL・FAX	
	北海道	建設部まちづくり局 都市環境課	T 011-204-5572 F 011-232-0612	札幌市中央区 北3条西6
	青森県	県土整備部 都市計画課	T 017-734-9688 F 017-734-8196	青森市長島1-1-1
	岩手県	県土整備部 下水環境課	T 019-629-5897 F 019-629-9130	盛岡市内丸10-1
	宮城県	土木部 都市計画課	T 022-211-3144 F 022-211-3295	仙台市青葉区 本町3-8-1
	秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課	T 018-860-2461 F 018-860-3813	秋田市山王4-1-1
副幹事	山形県	県土整備部 下水道課	T 023-630-2757 F 023-624-4755	山形市松波 2-8-1
幹事	福島県	土木部 下水道課	T 024-521-7514 F 024-521-7956	福島市杉妻町2-16
(オブザーバー)	新潟県	土木部都市局 下水道課	T 025-280-5437 F 025-280-5268	新潟市中央区 新光町4-1
(大都市)	札幌市	下水道河川局事業推進部 下水道計画課	T 011-818-3441 F 011-812-5203	札幌市豊平区豊平 6条3-2-1
	青森市	水道部 下水道管理課	T 017-718-1190 F 017-718-1193	青森市奥野 1-2-1
	盛岡市	上下水道局 上下水道部 総務課	T 019-623-1411 F 019-623-1422	盛岡市愛宕町6-8
(大都市)	仙台市	建設局 下水道経営部 下水道計画課	T 022-214-8830 F 022-268-4318	仙台市青葉区 国分町3-7-1
	秋田市	上下水道局 総務課	T 018-823-8434 F 018-824-7414	秋田市川尻 みよし町14-8
	山形市	上下水道部 総務課	T 023-645-1177 F 023-645-1922	山形市南石関 27
	郡山市	上下水道局 下水道保全課	T 024-932-7663 F 024-939-5820	郡山市豊田町1番4号
	日本下水道事業団	北海道総合事務所 東北総合事務所	T 011-222-5531 F 011-221-9042 T 022-221-1350 F 022-221-1355	札幌市中央区北1条 西2丁目オク札幌ビル 仙台市青葉区 本町1-11-2
	(公社)日本下水道協会	技術研究部 技術指針課	T 03-6206-0369 F 03-6206-0796	東京都千代田区 内神田2-10-12
	(公財)日本下水道新技術機構	研究第一部	T 03-5228-6597 F 03-5228-6512	東京都新宿区 水道町3-1
	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	北海道支部 東北支部	T 011-801-1513 F 011-801-1512 T 022-213-3552 F 022-797-6601	札幌市中央区大通 西3丁目11 北洋ビル 仙台市青葉区 国分町3-8-14
	(一社)日本下水道施設業協会	(機 械) (電 気)	T 022-262-2566 F 022-211-0904 T 022-264-7531 F 022-264-7496	仙台市青葉区 一番町3-3-16 仙台市青葉区 本町2-1-29
	(公社)日本下水道管路管理業協会		T 011-221-6685 F 011-221-7077	札幌市中央区北1 条東15丁目140
	(公社)日本下水道管路管理業協会		T 017-729-3711 F 017-729-3737	青森市大字大野 字前田21-11
	(一社)日本下水道施設管理業協会		T 011-792-8181 F 011-792-8200 T 0225-96-6841 F 0225-96-6840	札幌市東区東雁来 9条3丁目1番30号 石巻市鑄銭場 5-21
	全国管工事業協同組合連合会			
	国土交通省	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課	T 011-709-2311 (内線5874) F 011-709-2800 T 022-225-2016 (内線6176) F 022-227-4459	札幌市北区 北8条西2 仙台市青葉区本町 3-3-1仙台合同庁舎B棟
(大都市窓口)	東京都	下水道局計画調整部 計画課	T 03-5320-6697 F 03-5388-1707	東京都新宿区 西新宿2-8-1

夜間・休日等の緊急時連絡先は、参考資料2 災害発生直後の連絡先リスト（北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡体制（夜間・休日等の緊急時））を参照。

※ メールによる連絡を行う場合は、参考資料2 災害発生直後の連絡先リスト（北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員メールアドレス）を参照

ブロック幹事は、宮城県・青森県・福島県・山形県・岩手県・秋田県・北海道の順とし、副幹事は、次期幹事道県とする。

(2) 市町村連絡先一覧

◎: 岩木川流域、馬淵川流域および十和田湖特環関連市町村

	市町村名	電話	FAX	住所
市				
	青森市	(017)718-1190	(017)718-1193	〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
◎	青森市浪岡 振興部	(0172)62-1159	(0172)62-2084	〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
◎	弘前市	(0172)55-9660	(0172)55-9680	〒036-1393 弘前市大字賀田一丁目1-1
◎	八戸市	(0178)44-8259	(0178)47-9065	〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111
◎	黒石市	(0172)52-2111	(0172)52-4990	〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1 黒石市境松一丁目1-1(上下水道課)
	五所川原市	(0173)35-2111	(0173)35-9911	〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1
◎	十和田市	(0176)25-4015	(0176)24-4016	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
	三沢市	(0176)53-5111	(0176)53-8530	〒033-0037 三沢市松園町二丁目1-52
	むつ市	(0175)28-3233	(0175)29-1022	〒035-0081 むつ市並木町26-1
	つがる市	(0173)42-2111	(0173)42-3069	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1
◎	平川市	(0172)44-8930	(0172)44-8940	〒036-0104 平川市柏木町字藤山25-6
町村(東津軽郡)				
	平内町	(017)755-2116	(017)755-5845	〒039-3393 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
	今別町	(0174)35-2001	(0174)35-2298	〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別167
	蓬田村	(0174)27-2111	(0174)27-3255	〒030-1211 東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3
	外ヶ浜町	(0174)31-1247	(0174)31-1216	〒030-1393 東津軽郡外ヶ浜町蟹田高銅屋44-2
町村(西津軽郡)				
	鯨ヶ沢町	(0173)72-2111	(0173)72-7425	〒038-2792 西津軽郡鯨ヶ沢町大字本町209-2
	深浦町	(0173)74-4416	(0173)74-4415	〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2
町村(中津軽郡)				
	西目屋村	(0172)85-2111	(0172)85-3040	〒036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144
町村(南津軽郡)				
◎	藤崎町	(0172)75-6025	(0172)75-6028	〒038-3802 南津軽郡藤崎町大字藤崎字西豊田55-3
◎	大鰐町	(0172)55-6594	(0172)47-5000	〒038-0292 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
◎	田舎館村	(0172)58-2111	(0172)58-4751	〒038-1113 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1
町村(北津軽郡)				
◎	板柳町	(0172)79-1057	(0172)73-3429	〒038-3641 北津軽郡板柳町大字深味字東西田54-1
	鶴田町	(0173)22-2111	(0173)22-6007	〒038-3595 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
	中泊町	(0173)57-2350	(0173)57-3737	〒037-0308 北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木150-43
町村(上北郡)				
	野辺地町	(0175)64-2111	(0175)64-7510	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123-1
	七戸町	(0176)62-6243	(0176)62-6245	〒039-2524 上北郡七戸町字七戸31-2
◎	六戸町	(0176)55-3111	(0176)55-2884	〒039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
	横浜町	(0175)78-2111	(0175)78-2118	〒039-4145 上北郡横浜町字寺下35
	東北町	(0176)56-3111	(0176)63-4073	〒039-2492 上北郡東北町上北南四丁目32-484
◎	おいらせ町	(0178)56-2111	(0178)56-4264	〒039-2289 上北郡おいらせ町上明堂60-6
	六ヶ所村	(0175)72-2111	(0175)72-2705	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475
町村(下北郡)				
	大間町	(0175)37-2535	(0175)37-4744	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-4
	東通村	(0175)27-2111	(0175)27-2545	〒039-4292 下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34
	風間浦村	(0175)35-2111	(0175)35-2403	〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5
	佐井村	(0175)38-2111	(0175)38-2492	〒039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森20
町村(三戸郡)				
	三戸町	(0179)20-1154	(0179)20-1112	〒039-0198 三戸郡三戸町大字在府小路町43
◎	五戸町	(0178)62-7961	(0178)62-2215	〒039-1513 三戸郡五戸町字古館21-1
	田子町	(0179)20-7117	(0179)32-4294	〒039-0292 三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
	南部町	(0179)34-2518	(0179)34-2341	〒039-0195 三戸郡南部町大字沖田面字沖中46
	階上町	(0178)88-2120	(0178)88-2117	〒039-1201 三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
	新郷村	(0178)78-2111	(0178)78-2118	〒039-1801 三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10

2.7.2 民間企業等

災害時における応急対策業務に関する協定を締結している者の連絡先は、次のとおりとする。

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及 び代理者
(公社) 日本下水道 管路維持管理業協会 東北支部 青森県部会 (豊産管理(株)内)		電話：017-729-3711 FAX：017-729-3737	管路施設の被害状況 の調査依頼	

(1) 日本下水道管路管理業協会 東北支部 青森県部会 会員一覧

会社名	TEL	FAX	〒	住所
豊産管理(株)	017-729-3711	017-729-3737	030-0852	青森市大字大野字前田 21-11
大管工業(株)	017-726-2100	017-726-2120	030-0933	青森市大字諏訪沢字岩田 50-4
(株)西田組	017-739-2025	017-739-3561	030-0111	青森市大字荒川字柴田 102-1
(株)弘前浄化槽センター	0172-27-1188	0172-27-1194	036-0876	弘前市大字境関字亥の宮 35-4
(有)東日本環境保全工業	0172-37-3888	0172-38-2552	036-8066	弘前市大字向外瀬字豊田 357-1
(株)清掃センター	0178-43-1829	0178-45-5902	031-0072	八戸市城下四丁目 12-5
環境技術(株)	0178-20-2666	0178-20-3979	039-1161	八戸市八太郎六丁目 12-4
県南清掃(株)	0176-23-4351	0176-25-0125	034-0001	十和田市三本木字野崎 40-370
(株)伊藤鉱業	0173-42-2279	0173-42-5140	038-3151	つがる市木造若竹 13
エーワン保全(株)	0173-69-5311	0173-69-5371	038-3301	つがる市富范町屏風山 1-1115
谷川環境衛生開発(株)	0175-22-2659	0175-22-7783	035-0051	むつ市新町 41-1
中部上北清掃(株)	0176-62-9520	0176-62-6325	039-2403	上北郡東北町大字新館字八幡 54-5

○施設別担当部会員名簿

流域・特環	主担	副担	その他
岩木川流域下水道	豊産管理(株)	(株) 弘前浄化槽センター	(有) 東日本環境保全工業 (株) 伊藤鉱業 (株) エーワン保全 大管工業(株)
馬淵川流域下水道	(株) 清掃センター	県南清掃(株)	環境技術(株) (株) 西田組 豊産管理(株)
十和田湖特定環境 保全公共下水道	県南清掃(株)	(株) 清掃センター	環境技術(株) 谷川環境衛生開発(株) 中部上北清掃(株)

2.8 関係機関との協定一覧表

相手団体名	協定の範囲（概要）	締結年月日	備考
全国都道府県	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（知事協定）	平成 24 年 5 月 18 日	参考資料 参照
北海道、青森県 岩手県、宮城県 秋田県、山形県 福島県、新潟県	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（知事協定）	平成 26 年 10 月 21 日	”
同上	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	”	” 下記に 一部抜粋
東北地方整備局 青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県 仙台市 東日本高速道路(株)東北 支社	東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ	平成 21 年 3 月 26 日	
(一社)青森県建設業協会	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成 20 年 1 月 31 日	
全国自治体 (大都市を除く)	下水道事業における災害時支援に関するルール	令和 2 年 12 月改定	
道・東北ブロック	北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール	令和 2 年 10 月改定	
(公社)日本下水道 管路管理業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 24 年 1 月 23 日	

※詳細の協定内容については「参考資料12、13、15、16」参照

(参考)大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目 抜粋

被災 道県名	カバー(支援)道県		
	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

2.9 保有資機材等リスト

2.9.1 下水道災害時貸出可能資材・機材リスト

(1) 下水道災害時貸出可能資材・機材リスト

調査用機材及び応急用資材については、地震時に直ちに使えるように保管場所を定めておくと共に、他自治体との融通を考慮し、全県的な備蓄状況を把握・管理しておく。

下記のリストは、参考資料を参照。

- ・ 参考資料6 汚泥吸引車保有状況（市町村保有分）
- ・ 参考資料7 汚泥吸引車保有状況（業者保有分）
- ・ 参考資料8 下水道災害時貸出可能資材・機材リスト（市町村保有分）
- ・ 参考資料9 下水道災害時貸出可能資材・機材リスト（業者保有分）

2.9.2 食料等の備蓄

食料等の備蓄については、青森県業務継続計画による。

(1) 必要資源の確保状況（現状）

職員用の飲料水・食料の備蓄はない。

(2) 災害時の需要

大規模災害時は、職員は庁舎等に泊まり込んでの災害対応が続くことが想定され、発災直後から職員用の飲料水・食料が必要となる。

(3) 業務資源の確保（対策）

職員用の飲料水・食料の備蓄を進める。

3 事前対策計画

3.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
資機材	仮設ポンプの備蓄 (共通)	備蓄がなく、 迅速な対応が できない	1 基備蓄	1 基分の仮設ポン プを設置でき、汚 水溢水の解消業務 への対応力が向上	未定	各地域県民局 地域整備部
	自家発電機の備蓄 (馬淵川流域)	同上	1 基備蓄		未定	三八地域県民 局地域整備部
	固形塩素剤の貯蔵 (共通)	備蓄がなく、 迅速な対応が できない。	備蓄又は協定等 により必要量を確保 できる体制をとる (岩木川流域) 830m3 (馬淵川流域) 160m3 (十和田湖特環) 60m3	消毒処理が1週間 程度維持可能	未定	各地域県民局 地域整備部
	下水道台帳の バックアップ (馬淵川流域)	製本状態で代 替なし	印刷製本を別庁舎 に保存	本体損傷の場合、 代替製本は、1時 間で確保。	未定	三八地域県民 局地域整備部
設備	共用パソコンの配備	作業用パソコ ン数が少ない	支援者用の作業用 パソコンの確保	支援者等の作業向 上	未定	都市計画課 各地域県民局 地域整備部

3.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
他部局との 連携	連絡・協力体制の構築 ・上水道部局との暫定 機能回復時間の調整 ・緊急放流に関わる調 整 ・道路管理者等との調 整 ・下水道以外の汚水処 理施設管理者との調整	協力体制がで きていない	協力体制の構築	被害情報の入手が 早くなり、その後 の応急復旧等を速 やかに実施するこ とが可能	未定	都市計画課 各地域県民局 地域整備部

3.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
支援 ルール	支援ルールの相互確認	市町村への支援ルールの周知が徹底されていない	支援ルールを確認 要請の様式類の明確化と相互確認	支援の迅速化と支援時の混乱防止	未定	都市計画課

3.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
受援体制	支援者へ提供する情報等の整理	提供可能な情報が整理できていない	情報を整理する (リスト化)	支援活動を安全かつ効率的に実施可能	未定	都市計画課 各地域県民局 地域整備部
		支援活動に必要な資機材、備品が不足している 上北：支援活動に必要な資機材、備品が整理できていない	資機材を整理する (リスト化) 不足する資機材を揃える 調達先を探す	支援者が準備する資機材が明確になり支援活動を効率的に実施可能	未定	各地域県民局 地域整備部
		中南、三八支援活動に必要な作業スペース、駐車スペースが設定されていない。 上北：支援活動に必要な作業スペース、駐車スペースは確保されている。	確保可能な作業スペース、駐車スペースを整理する (リスト化)	支援者が使用できる作業スペース、駐車スペースが明確になり支援活動を効率的に実施可能	未定	中南地域県民局地域整備部 三八地域県民局

青森県下水道防災マニュアル

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
	情報等を災害時下水道事業関係情報へ登録	災害時下水道事業関係情報の使用方法がわからない	災害時下水道事業関係情報の使用方法を周知する 登録すべき情報を整理し登録する (変更毎に更新)	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能	未定	都市計画課

3.5 民間企業との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
協定	平時における定期的な情報共有	連絡先等を適宜更新している	連絡先等が変更になった場合は、情報共有する	民間企業等と最新情報を共有できる	随時	都市計画課

3.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	事前に準備していない	過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能	未定	都市計画課 各地域県民局 地域整備部
周知	下水道使用制限・自粛エリアの公表	想定していない	自治体のホームページや携帯電話で、下水道の使用制限・自粛エリアを確認できるようにする	住民等への有効な情報を迅速に伝達することが可能	未定	都市計画課

3.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者
共通	人材育成・確保	協力を求めている いない	災害時の協力要請	OB からの協力確保	未定	都市計画課
	非常用発電設備の燃料仕様の把握・整理（処理場・ポンプ場）	概ね把握している	油種、備蓄量、運転可能時間、納入メーカーを把握	燃料供給要請を速やかに実施することが可能	—	各地域県民局 地域整備部
	管内貯留可能量・時間の把握（最初に溢水するマンホールの把握）	概ね把握している	管内貯留可能量・時間を把握	マンホールからの溢水を防止するための事前対策が可能	—	各地域県民局 地域整備部
	下水処理場について、簡易処理ルート確保	概ね把握している	簡易処理ルート確保に向けた対応手順の検討	必要最低限の機能を速やかに確保することが可能	—	各地域県民局 地域整備部
	ポンプ場について、揚排水機能確保	概ね把握している	揚排水機能確保に向けた対応手順の検討	必要最低限の機能を速やかに確保することが可能	—	各地域県民局 地域整備部

4 訓練・維持改善計画

4.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・関係者	予定時期	実施場所	企画実施部署
青森県災害対策合同指揮本部 図上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ■図上訓練 ・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練 ・水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ■参加者 本庁の担当者 ■関係者 県 市町村 関係機関 協定締結事業者 	毎年 2 月	庁舎	危機管理局 防災危機管理課
県土整備部 防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ■職員安否確認訓練 ・災害対策本部（県土整備部内）と各課・関係出先機関との職員安否確認訓練。 ■情報伝達訓練 ・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練。 ■応急対策訓練 ・被災を想定した管理施設に対する応急対策の報告演習。 	<ul style="list-style-type: none"> ■参加者 全職員 ■関係者 県土整備部 関係出先機関 連絡協議会 	毎年 9 月	庁舎	県土整備部
北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議 情報伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達訓練 ・幹事（道県の輪番制）と各構成員との情報伝達訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ■参加者 本庁の担当者 ■関係者 構成員 （国、道・県、都・市、日本下水道事業団、関連団体） 	4 月頃、 9 月頃 計 2 回	庁舎	幹事 県 （道）

4.2 維持改善計画

4.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

区分	点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
組織・関係先	下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動による指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか。	年1回 （4月） 必要に応じて適宜実施	都市計画課 各地域県民局 地域整備部	都市計画課
重要データ等	重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか。	年1回 （3月）	都市計画課 各地域県民局 地域整備部	都市計画課
保有資機材	資機材等備蓄品リスト	年1回 （4月）	都市計画課 各地域県民局 地域整備部	都市計画課
関連情報	下水道BCP策定の根拠資料（地域防災計画や協定等）を変更した場合、関連する文書が全て最新版に更新されているか。	年1回 （3月）	都市計画課	都市計画課

4.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年4月頃>

区分	点検項目
計画 実施 状況	事前対策は、確実に実施されたか。 また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。
	訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。
	来年度予算で取り上げる対策を検討したか。 また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。
	非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。
関連 情報	優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。
	下水道BCP策定の根拠資料（地域防災計画や協定等）を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。

4.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知方法	周知の実施時期
職員	「地震災害時の下水道災害対策マニュアル」、「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」	各班に対して、資料を送付	毎年4月（年1回）
指定管理者	同上	指定管理者に対して、計画書を送付	青森県下水道事業業務継続計画策定時
県内市町村	下水道災害時貸出可能資機材リスト	県内市町村に対して、下水道災害時貸出可能資機材リストを送付	下水道災害時貸出可能資機材リスト更新時（年1回）

5 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

5.1 地震規模等の設定と被害想定

5.1.1 地震規模の設定

下水道BCPにおける想定地震は、「太平洋側海溝型地震」、「日本海側海溝型地震」及び「内陸直下型地震」（平成 25 年度青森県地震・津波被害想定、平成 27 年度青森県地震・津波被害想定（日本海側海溝型地震）：防災危機管理課策定）とし、各処理区毎に最も被害が大きい地震が発生したことを想定して被害想定を行う。「どこでも起こりうる直下型地震」は参考扱いとする。

(1) 想定地震断層の位置と規模



「太平洋側海溝型地震」及び「内陸直下型地震」（平成 25 年度青森県地震・津波被害想定）



日本海側海溝型地震（F17、F18、F20、F24 の断層モデルの中で各地域毎の最大値を用いる）

上図は、日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（図面集）から引用

名称	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震	(参考) どこでも起こりうる直下型地震
地震モーメント (Mo)	4.23E+22 Nm	F17 4.47E+20 Nm F18 3.83E+20 Nm F20 4.81E+20 Nm F24 4.40E+19 Nm	1.64E+19 Nm	
モーメントマグニチュード (Mw)	9.0	F17 7.8、F18 7.7 F20 7.8、F24 7.9	6.7	6.9

<p>モデル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1968年十勝沖地震及び2011年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」（平成26年9月）における全60断層のうち、青森県に影響が大きい津波断層モデルとして、4断層を選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴の調査（産業総合研究所[2009]）により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・直下型地震は現在知られていない断層で発生する場合があります、この道の断層に対する危険性を知るために、全県の直下を断層と仮定し、一律モーメントマグニチュード6.9の地震を仮定
------------	---	--	---	---

(2) 震度分布

